

公立大学法人北九州市立大学中期目標

公立大学法人北九州市立大学は、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史、環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成、地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成、地域の産業、文化、社会の発展と魅力の創出への貢献、アジアをはじめとする世界の人類と社会の発展への貢献を基本理念とする。

この基本理念の実践に向けて、次の基本的な目標を掲げ、これを達成するための中期目標を定める。

基本的な目標

1 教育

質の高い教養教育と専門教育を学生に提供し、豊かな教養と国際感覚に加え、確かな専門性を兼ね備えた人材を育成する。また、21世紀のフロンティアを切り開く高度な専門知識を持つ職業人と優れた研究能力を持つ人材を育成する。

2 研究

先端的、学際的な領域では、特色ある分野の研究において国際水準の研究成果を創出するとともに、各専門分野では、国内をリードする研究の達成を図る。

3 社会貢献

地域社会の教育的、経済的、文化的なニーズに応えて、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域社会の課題解決と地域活力の創造に貢献する。また、国際的な学術交流と人材育成を通じて、アジアをはじめとする国際社会の発展に貢献する。

4 組織運営

迅速で柔軟な意思決定システムと点検・評価の体制を構築し、常に組織運営の改善を図る。また、地域社会に期待される大学としての説明責任を果たすとともに、運営の透明性の確保に努める。

第1 中期目標の期間

平成17年 4月 1日から平成23年 3月 31日までの 6年間

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育

(1) 教育内容と成果

ア 学部における教養教育では、大学での学習への適応力と学習意欲を高め、英語などによるコミュニケーション能力、IT活用能力、課題解決に向けた実践的な能力を重点的にはぐくむとともに、学部専門教育のための基礎能力を養う。

イ 学部における専門教育では、それぞれの分野における専門基礎学力の修得を図るとともに、広い視野から物事を俯瞰^{ふかん}できる能力と社会で通用する実践的な能力をより高める。

ウ 大学院教育では、それぞれの専門領域における優れた研究能力と高度な専門知識に加えて、学際的視野と国際性を身に付けさせ、アジアをはじめとした国際社会や北九州地域の発展に貢献できる人材を養成する。

エ 専門的知識と能力の育成に特化した実践的な教育を実施し、マネジメント能力に優れた高度専門職業人を養成する。

(2) 教育方法と学習指導

ア 各学部・大学院の教育目標を実現する体系的な教育課程に即した多様で効果的な授業形態や学習指導方法により、学生にとって魅力ある授業を提供する。

イ 学生が主体的な学習に十分取り組むことができるように、学習相談・学習支援の体制を整備する。

ウ 授業科目の到達目標と成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高める成績評価システムを構築する。

エ 学生による授業評価など教育活動の評価システムの導入、教員の組織的な研修の実施などにより教育の質の向上と改善を図る。

(3) 優秀な学生の確保

ア 大学の育成すべき学生像に沿って学生の受入れ方針を明確に定め、多様な選抜方法を開発し、導入する。

イ 大学院においては、他大学や海外の大学の出身者、職業経験者の入学を促す方策を講じる。

(4) 学生への生活支援・就職支援

ア キャンパス生活の充実に向けて、学生の生活相談、進路相談、メンタルヘルスなどに的確に応えることができる支援体制を整備するとともに、学内外における学生の自主的活動への支援を強化する。

イ 学生の就職活動への相談・支援の体制を強化する。

(5) 教育の実施体制の整備

教育研究の進展、時代の変化、社会的要請に柔軟に対応するとともに、大学の教育目標を実現するために必要な教育研究組織を整備する。

2 研究

(1) 目指すべき研究の方向と水準

ア 学術文化の探求を通じて社会と地域の発展に寄与するため、研究活動の高度化を図る。

イ 次世代産業の創出や地域産業の高度化につながる分野、公共政策などの地域の課題に関する実践的な分野、地理的近接性がある東アジア地域をテーマとした分野などを重点研究分野として、個性的な研究活動を展開する。

(2) 研究の実施体制の整備

ア 学内外での横断的な共同研究を活発化させるなど、研究の実施体制を強化する。

イ 全学的な観点から、重点研究分野に弾力的に教員を活用できる体制を整備す

る。また、特徴的で質の高い研究ができるように、効果的な研究環境を整備する。
ウ 産学官の連携による優れた研究成果を地域社会に還元し、地域の課題解決や地域産業の活性化に寄与する。また、産学官の連携を推進するに当たり、利益相反に関する方針・ルールを整備する。

(3) 研究評価と成果の管理

ア 研究成果や業績などの評価システムを導入し、評価結果を研究の質の向上につなげる体制を構築する。

イ 知的財産の創出、取得、管理、活用を推進する体制を整備する。

3 社会貢献

(1) 教育機関との連携

ア 北九州市立大学が中心となって、北九州地域における特色ある大学コンソーシアムの形成を目指す。

イ 地域の高等学校や小・中学校と連携し、地域の特色ある教育の充実に寄与する。

(2) 地域社会との連携

地域社会に開かれた大学として、知的活動の成果や施設などを積極的に開放する。また、自治体や公共的団体などとの連携を進める。

(3) 国際交流の推進

ア 東アジア地域との教育研究の連携強化や国際協力の推進により、「アジアに開かれた学術研究拠点の形成」を目指す。

イ 海外の大学・研究機関との学術交流・人的交流を進め、国際的視野からの教育研究の充実に図る。また、外国人研究者や留学生を積極的に受け入れるとともに、学生の留学を進める。

ウ 地域団体などとの連携を図りつつ、市民の多文化理解の向上や地域の国際化を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 経営戦略を実現する機動的な運営

(1) 機動的な運営体制の確立

ア 理事長と学長の権限と責任の明確化により、迅速かつ適切な意思決定の仕組みを確立し、戦略的かつ機動的な大学運営を実現する。

イ 各学部などは、大学全体の運営方針に立脚して、学部長などを中心とする機動的な運営の仕組みを確立する。

(2) 学内資源の効果的な活用

ア 限られた学内資源を効果的に活用するため、全学的な観点から人員配置や予算配分などを行う。また、戦略的な資源配分を可能にする柔軟なシステムを確立する。

イ 教員と事務職員がそれぞれの使命と役割に応じた一体的な業務運営を行い、総合力のある運営体制を構築する。

(3) 外部の知見の積極的な活用

社会の期待に応えるため、学外の有識者や専門家を必要に応じて登用するなど、社会に開かれた大学運営を目指す。

2 人事の適正化

(1) 教職員の人事評価システムを整備し、評価結果に基づく適切な処遇を行い、活動意欲の向上を図る。

(2) 教職員が最大限に能力を発揮できるように、雇用、勤務、給与などの形態の多様化を図るとともに、柔軟な運用を可能とする人事制度を構築する。

(3) 性別や国籍などにとらわれない透明性の高い登用により、優秀な人材を適切に確保する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自立性の高い財務運営の確立

(1) 財源の多様化を図るため、外部資金を積極的に獲得するための体制を充実し、安定的な財政基盤の確立に努める。

(2) 収入を伴う自主事業の拡大と適切な料金の設定により自主財源を充実し、教育研究環境の向上を図る。

(3) 全学的な観点から管理運営業務の効率化や人員配置の適正化などを進め、管理的経費の抑制を図る。

2 適正な資産管理

資産を全学的に運用し、管理する仕組みを整備するとともに、資産の効果的、効率的な活用を図る。

第5 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

公立大学法人としての説明責任を果たすため、自己点検・評価と第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を運営などの改善に反映させる。また、評価結果をはじめとした情報を積極的に公開し、大学に対する社会の理解の促進に努める。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備

教育研究活動の活性化、学生活動の支援、地域貢献の充実に資するため、長期的な計画に基づき、施設・設備を整備する。

2 安全管理など

日常の安全衛生管理と事故防止のための体制を整備し、安全なキャンパスづくりを進める。また、情報セキュリティ対策の充実に努める。

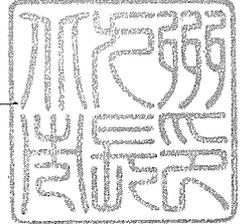
3 人権の啓発

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

北九産学学第174号
平成17年6月29日

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田重森様

北九州市長 末吉興



中期計画に対する意見について

公立大学法人北九州市立大学に係る中期計画について、認可申請がありましたので、地方独立行政法人法第26条第3項の規定により、意見を求めます。

北九大経第 29 号
平成 17 年 6 月 27 日

北九州市長 末 吉 興 一 様

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿 南 惟 正

公立大学法人北九州市立大学中期計画認可申請書

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学中期計画の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公立大学法人北九州市立大学 中期計画

教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容と成果に関する具体的方策

人間・文化、社会、自然の3分野の知的資産を総合的に学ぶことにより、広範な視野と基礎的素養を育てる。

ア 教養教育の見直し

学生の勉学意欲及び就労意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性、時事性を重視した授業科目の充実等教養教育科目の見直し及び学生の職業選択にかかわる授業科目の設定並びに教養教育と専門教育との連携を強化する。

現行の全学教育システムを抜本的に見直し、平成19年度を目途に英語、情報教育等を全学的に実施する「(仮称)共通教育センター」の設置を図る。

イ 語学教育

英語によるコミュニケーション能力の向上を図るために、単位認定におけるTOEIC等の活用、到達度別クラス編成、英語による授業の実施などを盛り込んだ実践的な英語教育システムを導入する。

卒業時に実践で使える英語を身に付けさせるため、英検準1級又はTOEIC650点以上、もしくはTOEFL(PBT)520点以上の取得を目指す。具体的には、各学部において毎年度、目標到達学生の割合について数値目標を定めて取り組む。

語学力の特に優れた学生を育成するシステムの構築を検討する。

東アジア地域の言語に関する教育システムを拡充する。

外国語教育用のCALLシステムを整備し、活用する。

実践的英語能力を高めるため、語学検定試験の受験やスピーチコンテストへの参加などを奨励する仕組みを整備する。

海外の大学の英語習得プログラムの積極利用や海外留学の拡充を図る。

ウ 情報処理教育・図書館

実践的な情報リテラシー能力の向上を図るために、現行の情報処理教育をさらに強化する。

情報技術の進展や普及に対応して、情報処理教育用の教室の整備拡充、講義室の学内ネットワーク環境の整備、学生がパソコンを活用できるような教育環境を整備する。

学術情報総合センター（図書館）における学術研究・教育図書を充実させるとともに、電子図書館的機能の強化並びに施設等の整備を図る。

エ 学部専門教育

理論と実践を統合する授業科目、応用力を養う授業科目などを開講することにより、社会で通用する実践的教育を強化する。

専門教育のカリキュラム編成においては、専門基礎・コア科目（基幹的科目）の絞り込みと集中を基本とし、討論中心の少人数教育、社会と連携したフィールド型教育（野外演習的教育）、資格取得推奨型教育の充実を図る。

専門分野の高度化に対応するために、学部と大学院との連携教育プログラムを構築する。

オ 大学院の充実

東アジア社会に関する教育研究を高度化するために、平成17年度から社会システム研究科と(財)国際東アジア研究センター（ICSEAD）との連携講座を開設し、平成19年度を目途に社会システム研究科博士課程を拡充する。

北九州産業社会研究所を活用して、大学院教育の充実を図り、北九州地域の発展に貢献できる人材を養成する。

教育研究の高度化、先端化と、国際性、学際性を備えた人材育成に対応したカリキュラムの再編を行い、国際水準の研究者および高度な職業人を養成する。

大学院教育の質的充実と体系化を図るため、文系修士課程（5研究科）と社会システム研究科博士課程との再編等を図る。

大学院生の博士学位の取得率向上を目指す。

カ 専門職大学院の設置

実践的に社会で活躍できるような専門職業人を育成するために、平成19年度を目途に専門職大学院として法科大学院（ロースクール）、経営大学院（ビジネススクール）及び技術経営（MOT）コース等の開設を検討する。

（2）教育方法と学習指導に関する具体的方策

ア 体系的な教育課程

本学の教育理念・教育目的に即して各専門分野の教育目標を明確にし、その目標を達成するための一貫した体系的な教育プログラム、カリキュラムを整備する。

すべての授業科目において、教育目標、授業形態・指導方法、成績評価基準を明示したシラバス（授業計画）を作成する。

対話・討論を重視する少人数授業科目、演習科目の充実によって自己表現能力と実践的能力を育成する。

イ 授業方法や学習指導の開発

教員の授業内容や教育方法などの改善・向上を図り、学生に分かる授業、満足度が高い授業を実現する。

ウ 学習支援体制の整備

学内の自習用設備の充実を図る。

外国語教育用のCALLシステムを整備し、活用する。

情報教育において、視聴覚設備や電子情報メディア機能を活用する。

学習相談・学習支援体制を充実させるため、北方キャンパスにおいてもクラス担任制度、ティーチング・アシスタント制度、オフィスアワー制度等の実施を検討する。

エ 成績評価システムの開発

成績評価の手法として、平成18年度を目途にGPA制度を全学的に導入する。

厳格な成績評価を実施し、北方キャンパスにおいても早期卒業制度の導入を図る。

優秀な学生に対する表彰制度を全学的に実施する。

全学的に学生の成績表を、個人情報保護条例等に配慮した上で各保護者に送付する。

学生の成績データを学術情報総合センターにおいて全学一元的に管理する環境を整備する。

オ 教育活動の評価システムの整備

教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。

効果的な教育プログラムの研究開発、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の立案と運営、教育改善活動の企画と円滑な推進を図るため、平成17年度中に推進体制を整備する。

教育の質の向上を図るため、教員に対し博士学位の取得を奨励する。

平成18年度から学生による授業評価を拡充し、さらに教員による授業自己評価、授業の相互評価等の導入を検討する。

学生の声を教育の改善に反映させるための方策を決定し、実施する。

(3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策

ア 大学広報

優秀な学生を全国から確保するため(目標:6,000名以上の志願者数(一般選抜))、教職員が一体となって、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問、模擬授業等

を実施する。

本学の知名度を向上させ、さらに志願者数を増やすため、大学全体の広報・広聴機能を強化する体制を構築する。

大学広報の活動拠点として、北九州市東京事務所の機能を活用し、関東圏等からの志願者を確保するとともに、本学学生の就職支援等の事業を実施する。また北九州市の海外事務所の活用を図る。

イ 入試選抜方法

効果的な選抜方法を実現するため、AO入試の導入を検討する。

入試選抜方法の改善を図るため、選抜方式別に入学した学生の修学・進路状況について追跡調査を実施する。

優秀な学生、目的意識の明確な学生の入学を促すために、高校との情報交換の強化を図るための高大連携を拡充する。

意欲ある優秀な学生等を積極的に受け入れるため、奨学金制度を含めた支援方策を検討する。

ウ 社会人の積極的な受入

学部・大学院において、社会人対象の教育システムを充実し、地域から社会人を積極的に受け入れる。

エ センターの設置

入学試験の企画、広報、実施など入試業務を一元的に管理運営する「(仮称)入試センター」を設置する。

オ 大学院での学生確保

地域企業及び公共団体等から社会人を積極的に受け入れるため、基礎学力、意欲、経験などを評価する総合的な選考方法の導入を図る。

平成18年度を目途に、優秀な学生、留学生及び帰国子女等を念頭に秋季入学の実施を図る。

(4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策

ア 生活・進路相談

生活相談や進路相談窓口担当者と、メンタルケアの専門スタッフ等との連携を深め、学生の多様な相談に適切に応える体制を整備する。

学生が直面する生活上のさまざまなトラブルやハラスメントに対する安全教育と予防対策を強化する。

各学部は、休・退学、留年、成績不振者等の実態を調査し、その対応策を講じる。

イ 学生活動支援

競技会参加、ボランティア活動など学生の自主的活動を奨励する支援体制を強化する。

サークル会館、課外活動施設等を順次整備する。

ウ 就職・進路支援

学生に対する就職意欲の醸成や求人情報の提供、就職先の開拓など学部を中心とした全学的な就職支援体制を確立、強化するとともに、公務員試験や各種国家試験の合格率、大学院進学率の向上を図る。

企業ニーズや社会に適合できる人材を育成するため、実効的なインターンシップシステムを構築する。

就職に関して民間のノウハウや人材を活用する。

エ センターの設置

「(仮称)キャリア(就職・進路)支援センター」を設置し、低学年次のキャリア教育と高学年次の実践的就職支援を充実強化する。(目標:就職率90%以上)

(5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策

ア 教育研究組織の整備

各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部局の教員配置状況を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。

社会的要請に応えるために、平成19年度を目途に学部・学科及び大学院の新設・再編並びに昼夜開講制の見直しを図る。

教育の個性化、高度化を図るために、平成19年度を目途に北方キャンパスの文系4学部の再編を図る。

現行の全学教育システムを抜本的に見直し、平成19年度を目途に英語、情報教育等を全学的に実施する「(仮称)共通教育センター」の設置を図る。

教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基づき実施する。

教授半数制の見直しを実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策

地域文化研究や産学協同研究など実践的、応用的研究を推進するため、人文・社会科学分野における研究活動の高度化を図る。

ア 重点研究分野

重点的研究分野、先端的研究分野で優れた研究成果を創出し、国際水準の研究拠点を形成する。

地域社会のニーズ及び研究遂行ポテンシャルが高いと思われる環境・情報・バイオ・ナノ等の学際的・先端的研究を展開する。

イ 研究成果の還元

重点研究分野を中心として、本学における研究成果を地域社会に還元し、産業を支援することにより、地域経済の活性化に貢献する。

ウ 東アジア研究

東アジアとの地理的近接性を活かして、独自の東アジア研究を本学の特色として推進し、アジアの発展を担う高度な人材の育成とアジアに開かれた研究拠点の形成を図る。

エ 研究水準の向上

国際学会、国際会議・シンポジウムの積極的な開催や国際的な研究プロジェクトへの参画などによって研究水準を高める。

オ 地域課題に関する研究

「環境未来都市づくり」など北九州地域の目指す方向や問題を研究課題として積極的に取り上げ、地域の問題解決能力、政策立案能力をもつ高度な人材を育成する。

北九州地域の課題を解決するための政策的、学際的研究を開拓し、支援する。

(2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策

ア プロジェクトの誘致・推進

企業等との包括的な連携を進めるなど、研究プロジェクトを誘致、確保する。

北九州学術研究都市の地域内に研究プロジェクトを誘致できるスペースと施設を確保する。

国の教育研究拠点形成事業等国家プロジェクトでの採択を目指して、学内における研究実施体制を強化する。

イ 共同研究

(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)等との連携を強め、共同研究の拠点としての機能を強化する。

地域の産業力向上につながる産業技術シーズの開発・事業化の推進を目的とする時限的な共同研究機関として、技術開発センター群を設置する。

学内の共同利用施設を地域の大学・企業等に積極的に開放し、相互利用や共同研

究を推進するとともに、北方、ひびきの両キャンパス間での学内横断的な共同研究を進める仕組みを構築する。

国、県、市等の中小企業指導部門との連携を強め、地域の企業との共同研究等を強化する。

国内外の大学との共同研究を強化する。

ウ 人材の活用・研究環境の整備

伝統的な基礎研究分野と先端的な重点研究分野のバランスを図り、大学全体の戦略的視点から研究分野の選択と重点化、教員の弾力的活用を実施する。

各学部、各研究科、北九州産業社会研究所と、(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)など北九州市の学術研究機関との間で人事交流や研究交流を活発化させる。

教員再任用制度(任期制)等を活用して、国内外の優れた教員を確保する体制を整備する。

研究の活性化、人材の育成・確保の観点から、サバティカル制度等の導入を図る。

若手教員の研究を積極的に支援するため、一律定額の研究費の配分に加えて、研究評価結果に基づく競争的配分システムを構築する。

優れた研究成果を達成するために、情報設備等の研究環境を整備する。

エ 産学官連携と地域への還元

産学官連携を推進するために、全学的な組織体制を整備する。

地域の産業力向上につながる産業技術シーズの開発・事業化の推進を目的とする時限的な共同研究機関として、技術開発センター群を設置する。

「北九州ヒューマンテクノクラスター構想」を推進し、システム LSI を軸とした新産業の創出を図る。

中小企業の技術支援に努め、北九州エコタウンとの連携、大学発ベンチャーの育成などを図る。

社会科学分野での産学官連携を推進するため、地域企業や企業団体と連携し、企業経営のアドバイスや企業法務等の相談事業などを実施する。

国・県の委託事業である「地域再就職希望者支援訓練事業」等の人材育成事業を積極的に実施する。

北九州地域の産業経済、社会福祉、教育及び歴史文化に係わるニーズや諸課題について、学際的、総合的、客観的な立場から調査研究を行い、研修会や報告会等を通して課題解決に向けた政策提言や人材育成等を行う。

産学官連携に関する利益相反の方針・ルールを定める。

(3) 研究評価と成果の管理に関する具体的方策

ア 研究活動の評価

研究活動を活性化させるため、全教員を対象に研究活動の評価を実施するとともに、教員及び部局等の研究成果を公表する。

イ 知的財産の管理等

(財)北九州産業学術推進機構と連携して、研究成果を知的財産化するとともに、それらを適正に管理し、有効に活用する。

すべての研究分野を対象とした知的財産等に関する全学的ルールを確立する。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 教育機関との連携に関する具体的方策

ア 他大学等との連携

北九州地域コンソーシアムの形成も視野に、教育研究や社会貢献での連携を強化していくため、単位互換や共同授業などの実施に向けた調整を図る。

北九州学術研究都市に立地する大学院等との教育研究面の連携を一層強化する。

イ 初中等教育機関等との連携

高校生が本学の授業を聴講できる「体験入学制度」や科目等履修生制度等について検討する。

高校の「総合学習の時間」への協力、支援を実施する。

市教育委員会と連携し、市内の初中等教育機関に対するキャリア教育プログラムや英語、科学技術など実践的教育プログラムの提供並びに中高校生を対象とした出前授業などの実施を検討する。

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された地域密着型環境教育プログラムを実践することにより、その成果を積極的に地域に還元する。

(2) 地域社会との連携に関する具体的方策

ア 生涯学習の推進

地域社会のニーズに的確に対応するために、現行の公開講座委員会の改組・拡充を図り、地域連携事業を全学一元的に企画、運営、評価する体制を整備する。

市民向けの新たな修学制度の創設を検討するとともに、公開講座の充実を図る。

イ 市民サービスの向上

本学の専門知識を活かした市民向け相談窓口の開設を図る。

市民のスキルアップを支援していくため、情報処理資格受験講座、語学検定受験講座、各種ビジネス専門資格講座、ものづくりのための技能・技術資格講座などの開設を図る。

ビジネスマンや地域企業経営者を対象とするマネジメント講座の充実、経営者セミナーの開催、地域企業交流サロン、ビジネス相談室、都心部におけるサテライトキャンパスの開設等を検討し、地域企業活性化の人材育成拠点を形成する。

図書館、教室、体育館、グラウンドなど大学施設の開放を図る。

ウ 国や地方自治体との連携

国や地方自治体の各種審議会・委員会に積極的に参画し、政策形成面で貢献する。

地方自治体と連携し、自治体職員の能力開発、研修等に対するプログラムの開発を検討する。

エ 地域・後援会等との連携

本学 B等と大学の共同の取組を推進するため、後援会、同窓会との連携を強化する。

自治会等地域住民団体や非営利組織（NPO）との連携を強化する。

（3）国際交流の推進に関する具体的方策

ア アジアの学術研究拠点の形成

東アジア地域の意欲ある学生、優秀な学生を積極的に受け入れる体制を構築し、アジアの発展に貢献する高度の人材育成拠点を形成する。

中国、韓国など東アジア地域の大学等との研究交流や共同研究を行うことにより、アジアの学術研究拠点を形成する。

地方自治体、独立行政法人国際協力機構と連携して、東アジア地域を中心とした国際協力事業への取組を強化する。

イ 国際交流体制の充実

留学生交流や教育研究上の交流を積極的に推進するため、国際教育交流センターの運営体制の整備・充実・再編等を実施する。

留学生向け奨学金の確保、日本語教育の実施、生活上の相談機能の充実及び留学生後援会との連携など受入れ体制や支援体制を整備する。

ウ 留学生等との交流促進

日本語教育と専門教育を通じて世界と地域をつなぐ人材を育成するため、特に東アジア地域からの優秀な留学生を積極的に受け入れる。

海外の大学との学術交流協定をさらに促進し、学生の海外留学、教職員の海外派遣を効果的に実施できる体制を整備する。

交換留学制度の整備、単位互換制度の確立により、留学生を積極的に受け入れる。優れた外国人研究者を積極的に受け入れる。

エ 地域の国際化

市民向け多文化理解講座を企画、実施する。

国際教育交流センターを中心として、市民と留学生との交流や地域ボランティア団体、非営利組織（NPO）との交流を強化する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置

(1) 機動的な運営体制の確立に関する具体的方策

ア 大学運営

理事長及び学長のリーダーシップのもとで、計画的で機動的な大学運営を実施する。

理事長及び学長と各学部教員等との意思疎通を図るために、学部長等会議等を積極的に活用する。

学部・学科・大学院等の再編、専門職大学院の設置等学部・学科・各研究科等の枠を超えた大学全体の課題について企画・立案・執行・調整等を行うため、企画戦略組織の体制を整備する。

現行の各種委員会方式を抜本的に見直し、委員会の統廃合など、意思決定を迅速化し、機動的な運営体制を整備する。

イ 学部運営

平成17年度から意思決定の迅速化と機動的な学部運営を実現するため、教授会審議事項の精選及び常任委員会の活用を図る。

平成17年度から、学部長の選出方法を見直し、学部長等の権限の明確化及び補佐体制の充実を図る。

学部等の戦略的、機動的な運営を推進するため、学部長等による教員配置、予算配分等の運用システムの導入を図る。

(2) 学内資源の効果的な活用に関する具体的方策

ア 戦略的な資源配分

各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部局の教員配置を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。

伝統的な基礎研究分野と先端的な重点研究分野のバランスを図り、大学全体の戦略的視点から研究分野の選択と重点化、教員の弾力的活用を実施する。

予算は、経営戦略の観点を踏まえて編成するとともに、理事長及び学長による戦略的な配分システムを導入する。

各教員に対する研究費配分は、教育研究の基盤を確保する「基礎的配分」、評価結果に基づく「競争的配分」、地域貢献など政策的課題を達成するための「政策的配分」の考え方を取り入れるなど効果的な配分を実施する。

イ 教職員の一体的運営

教員と事務職員の役割分担を明確にするとともに、教職員が一体となって事業の企画・立案、執行に参画できるシステムを構築する。

(3) 外部の知見の積極的な活用に関する具体的方策

学外の有識者や専門家を幅広く登用し、学外の専門的な知見を大学運営に積極的に活用する。

社会に開かれた大学を実現するため、地域社会のさまざまな意見を大学運営に反映させるための方策を検討する。

2 人事の適正化に関する具体的方策

ア 評価制度の確立

教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。

事務職員については、平成17年度から能力、資格、職責、成果などを適切に評価する人事評価制度を導入し、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。

イ 教員人事制度の構築

各学部等の特質、教育研究活動の特性、職務や職種の専門性、継続性などに応じた柔軟で多様な採用形態、勤務形態を可能とする人事制度を導入する。

教員評価システムの導入状況を踏まえ、定年制の弾力的運用や教員再任用制度(任期制)など、より柔軟な人事制度の導入を検討する。

年俸制の導入について検討する。

研究の活性化、人材の育成・確保の観点から、サバティカル制度等の導入を図る。

ウ 事務職員の資質の向上

事務職員に対する研修計画(財務会計や人事労務管理などを含む中長期計画および年次計画)を作成し、実効性のある研修を実施する。

事務職員の資質の向上と人材の育成を図るため、北九州市をはじめとする公共的

団体、他大学並びに民間企業との交流を実施する。

事務職員については、学内で開講されている授業の受講を認める制度を導入する。
また、海外派遣制度及び国内留学制度等の導入を図る。

エ 優秀な人材の確保・活用

女性教員及び女性事務職員の登用の拡大を図る。

優秀な外国人教員を積極的に採用するため、任期、応募資格など現行の外国人教師制度の見直しを図る。

職員の採用にあたり、本来の職務能力に加えて、語学力や資格を備えることを要件とするなど、業務の特性に配慮した人事制度を導入する。

大学経営や大学行政、就職、入試、広報、研究協力など大学運営特有の分野には、高度で専門的な知識や経験を有する人材の配置を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策

ア 外部資金の獲得

受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部研究資金について、年間5億円程度の確保を目指す。

教員の科学研究費補助金への申請を原則的に義務付ける。

外部研究資金の獲得を促すため、資金獲得者に対し優遇措置を講ずるなど、柔軟なシステムの導入を図る。

各種研究助成金等の公募情報を収集・提供する体制を整備し、申請書類の作成や基礎データの蓄積などの支援システムを構築する。

イ 研究費の柔軟な執行

獲得した外部研究資金や内部研究費について、柔軟な執行手続きを整備する。

ウ 自主財源の充実

教育内容や環境の整備状況、他大学の動向、社会状況の変化等を総合的に勘案して、授業料等の負担のあり方について一般的に検討する。

大学の自己財源の獲得・増加を図るため、学外機関等との共同利用を推進するなど本学の保有する施設・機器・知的財産を活用する。

エ 経営の効率化

民間委託や発注方法の見直し、ファームバンキングシステムの導入による支払事務の効率化等により管理的経費の節減を図る。

教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基

づき実施する。

2 適正な資産管理に関する具体的方策

資産を全学的に一括して管理・運用する組織体制を整備する。
本学の施設、体育館、グラウンド等の有料貸与のあり方について見直す。
すべての研究分野を対象とした知的財産等に関する全学的ルールを確立する。

教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

目標・計画の立案とその成果を評価するための自己点検・評価体制を確立する。
自己点検・評価や第三者評価機関による評価結果を、大学運営の改善のために活用する。
自己点検・評価の結果及びシラバスや研究成果等の教育研究活動に関する情報を積極的に公開する。
中期計画については、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、計画の進捗状況や社会状況等を考慮して柔軟に見直す。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設・設備の整備に関する具体的方策

本学の教育研究機能を充実させるために、長期の施設整備計画を策定する。
教育研究環境の充実はもとより、景観や環境への配慮及び女子学生向けの施設整備など、良好なキャンパス環境を整備する。
地域企業活性化の人材育成拠点の形成を目指し、都心部におけるサテライトキャンパスの開設を検討する。

2 安全管理などに関する具体的方策

ア 安全衛生管理

安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する。
定期健康診断など教職員の健康管理を適切に実施する。
学内での事故防止策として、実験・研究用安全管理マニュアルの周知徹底や研修・啓発、新入生オリエンテーションや講演会での意識啓発・安全指導を実施する。
照明、街灯の整備など周辺環境における安全管理のあり方について検討する。

イ 情報セキュリティ

情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの対策マニュアルの作成や研修等を実施する。

3 人権の啓発に関する具体的方策

ア 人権意識の啓発

セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等を防止するため、教職員及び学生に対する研修会や講演会等を実施する。

人権を尊重し、キャンパスマナーを自覚できる環境を形成するため、平成17年2月の人権施策審議会の答申を受けて策定される「(仮称)人権行政指針」を踏まえ、教職員及び学生に対する人権研修会等を実施する。

予算

1 予算（平成17年度～平成22年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 14,173 |
| 自己収入 | 22,350 |
| うち授業料等収入 | 21,984 |
| その他 | 366 |
| 受託研究等収入 | 3,270 |
| うち外部研究資金 | 3,006 |
| その他 | 264 |
| 施設整備補助金 | 960 |
| 計 | 40,753 |
| 支出 | |
| 業務費 | 36,235 |
| うち教育研究活動経費 | 25,242 |
| 管理運営経費 | 10,993 |
| 受託研究等経費 | 3,264 |
| うち外部研究資金 | 3,006 |
| その他 | 258 |
| 施設・設備整備費 | 1,254 |
| 計 | 40,753 |

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額24,138百万円を支出する。

平成18年度以降の人件費の見積りについては、平成17年度の役員及び教職員の人件費の見積り額と同額で試算している。

退職手当については、公立大学法人北九州市立大学が定める規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額は、各事業年度の予算編成過程において北九州市職員退職手当支給条例を基準として算定される。

〔運営費交付金の算定方法〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の経費区分に基づき、それぞれの対応する方法により算定し、次の算式により決定する。

$$\text{運営費交付金} = (\quad + \quad + \quad + \quad) -$$

【人件費】

- ・教職員の人件費相当額。

前年度の定数を基準に必要となる人員数に基づき所要額を算定。

【一般管理費】

- ・施設維持管理、内部管理運営等に要する経費相当額。

北九州市の予算編成における調整基準に準拠して算定。

【教育研究経費】

- ・大学の教育研究活動で必要となる経費相当額。

前年度の水準確保に必要な所要額を算定。

【法人化新規発生経費】

- ・法人化に伴い新たに発生する経費（役員報酬、監査法人経費等）相当額。

経常的なものとして、必要とされる個別事業毎に所要額を算定。

【その他経費】

- ・臨時的に必要な経費相当額。

中期計画を基準に各事業年度の事業実態に応じて必要とされる個別事業毎に所要額を算定。

【自主財源】

- ・外部研究資金を除く授業料、入学金等の収入。

注) 運営費交付金は、上記算定方法に基づき、一定の仮定 の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において当該方法を適用して再計算され、決定される。(算定方法は平成19年度を目途に見直しを図る予定。)

平成18年度以降の一般管理費で、平成17年度予算額から毎事業年度1%程度の経費節減を見込んだ他は、平成17年度と同条件と仮定した。

注) 授業料等収入については、授業料、入学金、入学検定料を対象としており、平成17年度の各単価と平成17年度の学生数を基準に試算した収入予定額を計上している。

注) その他の収入については、平成18年度以降は平成17年度予算額と同額で試算した収入予定額を計上している。

注) 受託研究等収入については、中期計画に掲げる目標額及び各事業の継続を前提として、収入予定額を計上している。

注) 施設整備補助金については、平成18年度以降は平成17年度予算額と同額で試算した収入予定額を計上している。

注) 教育研究活動経費については、平成18年度以降は平成17年度予算と同額で試算した支出予定額を計上している。

注) 管理運営経費については、平成18年度以降は平成17年度予算額から毎事業年度1%程度の経費節減を見込んで支出予定額を計上している。

注) 受託研究等経費については、受託研究等収入により行われる事業経費を計上している。

注) 施設・設備整備費については、施設・設備の整備に関する事業経費を計上している。

2 収支計画(平成17年度～平成22年度)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|--------|
| 費用の部 | 43,576 |
| 業務費 | 35,208 |
| 教育研究経費 | 8,706 |
| 受託研究費等 | 2,364 |
| 役員人件費 | 498 |
| 教員人件費 | 18,426 |
| 職員人件費 | 5,214 |
| 一般管理費 | 5,281 |
| 財務費用 | 0 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 3,087 |
| 収入の部 | 43,576 |
| 運営費交付金収益 | 13,879 |
| 授業料収益 | 18,948 |
| 入学金収益 | 3,294 |
| 検定料収益 | 732 |
| 受託研究等収益 | 2,370 |
| 寄付金収益 | 900 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 366 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 3,087 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画（平成17年度～平成22年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 資金支出 | 40,838 |
| 業務活動による支出 | 39,499 |
| 投資活動による支出 | 1,254 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期計画の期間への繰越金 | 85 |
| 資金収入 | 40,838 |
| 業務活動による収入 | 39,793 |
| 運営費交付金による収入 | 14,173 |
| 授業料等による収入 | 21,984 |
| 受託研究等による収入 | 3,270 |
| その他収入 | 366 |
| 投資活動による収入 | 960 |
| 施設整備補助金による収入 | 960 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期目標の期間よりの繰越金 | 85 |

短期借入金の限度額

- ・ 限度額
法人化後の年間運営費（約70億円程度）の概ね1か月分相当額（約7億円程度）
- ・ 想定される理由
運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等のため。

重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画

予定なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

公立大学法人北九州市立大学 中期計画(H17~H22)の概要(案)

経営(組織運営)

組織運営

1. **機動的な大学運営** - 理事長・学長のリーダーシップ、学部長等会議、教授会審議事項精選、常任委員会の活用
2. **機動的な学部運営** - 権限の明確化、補佐体制、選出方法の見直し、配分システム導入
3. **企画戦略組織の体制整備** - 教職員の一体的システム
4. **意思決定の迅速化** - 各種委員会の見直し
5. **外部の知見の積極的活用** - 学外専門家、地域意見の反映
6. **自己点検評価体制** - 体制の確立、評価結果等の活用、公表、中期計画の見直し

人事管理

1. **教員評価システムの導入** - 研究費・昇任・賞与等への反映、サバティカル
2. **定年制の弾力的運用や教員再任用制度(任期制)** - 多様化、年俸制、外国人教師、女性の登用
3. **教員配置の見直し**
4. **事務職員の人事・評価制度** - 研修計画、人事交流、派遣・留学、専門的人材の配置

財務運営

1. **理事長・学長による戦略的な配分システム** - 研究分野の選択・重点化、効果的な研究費配分、
2. **外部研究資金の年間5億円確保** - 柔軟なシステム、獲得支援、柔軟な執行手続き、科研費申請義務化
3. **事務の効率化・経費節減** - 民間委託、発注方法の見直し、総人件費管理
4. **授業料等の負担のあり方の全般的検討**
5. **資産の管理体制整備** - 有料貸与のあり方、施設・機器の活用、知的財産

施設整備

1. **キャンパス等の施設整備計画** - 環境・女性に配慮した施設・設備、課外活動施設、サテライトキャンパス、自習用設備
2. **安全管理体制** - 体制整備、健康管理、研修・啓発、周辺環境、情報セキュリティ、セクハラ、人権啓発

広報

1. **大学全体の広報体制の強化** - 東京事務所等の活用

教育

教育研究組織の整備

学部・学科の再編

1. **文系4学部の再編** - 昼夜開講制、教授半数制見直し

大学院の再編

1. **専門職大学院の検討**
2. **文系修士課程と社会システム研究科の再編**

研究

(仮称) 共通教育センターの設置

1. **英検準1級、TOEIC 650点以上等** - 育成システム、東アジア言語
2. **TOEIC活用の単位認定等** - 検定奨励、海外プログラム、
3. **CALLシステムの整備・活用** - 視聴覚設備活用
4. **情報教育の強化** - 設備整備、図書充実

(仮称) 入試センターの設置

1. **AO入試の導入** - 秋季入学、成績調査
2. **志願者6,000名以上(一般)確保** - 奨学金等支援
3. **大学説明会の開催等** - 高大連携

(仮称) キャリア支援センターの設置

1. **全学的な支援体制の確立・強化** - インターンシップ、民間のノウハウ
2. **学生生活支援** - 専門スタッフ配置、安全・予防対策、実態調査、自主活動支援

一貫した体系的な教育プログラムの整備

1. **人間文化・社会・自然の総合的学習** - カリキュラム整備
2. **教養教育の見直し・専門教育との連携** - 大学院、産研、ICSEADとの連携
3. **社会で通用する実践的教育** - 職業人養成、博士学位取得、TA・OH検討
4. **少人数、フィールド型、資格取得推奨型教育** - 演習科目充実、シラバス

授業評価(学生評価、教員自己評価等)

1. **教育評価システム** - 教員評価、学生の意見反映、FD、博士学位取得奨励

成績評価システム

1. **GPA制度の全学導入** - 早期卒業、表彰制度、成績表送付
2. **学術情報センターによる成績データ管理**

社会人の積極的な受入

1. **社会人対象の教育システム充実** - 総合的選抜方法

産学官連携推進の全学的組織体制整備

1. **技術開発センター群の設置**
2. **利益相反の方針・ルール策定**
3. **知的財産等に関する全学的ルールの確立**
4. **FAISと連携した研究成果の知的財産化** - 研究成果の公表

研究成果の地域社会還元・産業支援

1. **中小企業の技術支援** - 北九州エコタウンとの連携、大学発ベンチャーの育成等、指導部門との連携、
2. **企業経営・企業法務等の相談事業**

企業等との包括的な連携等による研究プロジェクト誘致、共同研究

1. **学内における研究実施体制の強化** - スペース・施設の確保、国家プロジェクト対策、研究環境整備
2. **国内外の大学との共同研究** - 推進の仕組み構築、国際プロジェクト参加

重点的、先端的研究分野での優れた研究成果創出

1. **環境・情報・バイオ・ナノ等の学際的・先端的研究展開**
2. **システムLSI新産業の創出(北九州ヒューマンテッククラスター構想)**
3. **独自の東アジア研究の推進** - 研究交流、共同研究推進
4. **ICSEAD等との連携強化** - 人事・研究交流実施
5. **地域課題等の政策的・学際的研究を開拓・支援** - 実践的・応用的研究、地域人材育成、地域ニーズ・課題の調査・研究

社会貢献

他大学等との連携

1. **北九州地域コンソーシアムの形成(単位互換・共同授業等)** - 学研都市内での連携、体制整備

初中等教育機関等との連携

1. **高校生の体験入学・科目等履修生制度検討**
2. **高校の「総合学習」への協力・支援** - 環境教育プログラム、小中高生向け実践教育

国際交流の推進

1. **国際教育交流センターの運営体制の整備** - 国際協力事業、学術交流促進
2. **東アジア地域の優秀な学生の受入・支援体制構築** - 交換留学・単位互換、研究者受入
3. **市民向け多文化理解講座の企画・実施** - 地域ボランティア等との連携

市民向け修学制度の創設・公開講座充実

1. **市民向け相談窓口** - 大学の専門知識の活用、各種資格受験講座、マネジメント講座、経営者セミナー、ビジネス相談室、大学施設開放

地域企業活性化の人材育成拠点形成(サテライトキャンパス等)

1. **地域再就職希望者支援訓練事業**

国・自治体との連携

1. **自治体職員的能力開発等に対するプログラム開発** - 各種委員会等参加、後援会・同窓会、NPOとの連携